

家畜飼養に関する【定期報告】が始まります

家畜伝染病予防法の改正(平成23年4月)に伴い、飼養衛生基準が定められました。その中で、家畜の飼養者は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等についてを、家畜保健衛生所を經由して県知事に報告することが義務付けられました。

平成23年10月1日時点における家畜の種類・頭羽数・畜舎およびふ卵舎の数を、別添の定期報告書に記載し、平成23年12月15日までに家畜保健衛生所へ提出をお願いします。(FAX可：0551-22-6728まで)

なお、飼養している家畜がごく少数の場合の報告は、種類と頭羽数のみです。

☆平成23年度に報告を義務付けられた畜種と飼養羽数 (今回の報告)

報告事項	畜種および飼養等羽数		豚・めん羊・山羊・いのしし・鹿		鶏・あひる(合鴨)・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥		だちょう		
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下	
①飼養家畜の種類、頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○	
②畜舎およびふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×	
報 告	調査時点：10月1日時点					報告期限：12月15日			

○：報告が必要な項目 ×：報告がいない項目

<参考>

平成24年度以降に報告を義務付けられた項目 (別途、定期報告書のご案内をします)

報告事項	畜種および飼養等羽数		豚・めん羊・山羊・いのしし・鹿		鶏・あひる(合鴨)・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥		だちょう		
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下	
①飼養家畜の種類、頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○	
②畜舎およびふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×	
③基準の遵守状況	○	×	○	×	○	×	○	×	
④基準遵守の措置状況	○	×	○	×	○	×	○	×	
報 告	調査時点：毎年2月1日時点					報告期限：鳥類は毎年6月15日、それ以外は毎年4月15日			

○：報告が必要な項目 ×：報告がいない項目

